

# 平成21年第5回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年10月6日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙について

---

## 本日の会議に付した事件

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙について

（第1号の2）

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 発議第14号 議会だより編集特別委員会の設置について

追加日程第8 議会だより編集特別委員会の設置について

追加日程第9 議案第53号 本巢市監査委員の選任について

追加日程第10 もとす広域連合議会議員の選任について

（第1号の3）

追加日程第1 閉会中の継続審査申出書について

---

## 出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	吉 村 太 志		

---

議会事務局長（河合重光君）

議会事務局長の河合でございます。

本臨時会は、議会議員選挙後の初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法107条の規定によって、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中、高田文一議員が年長者でありますので、御紹介を申し上げます。

高田議員、議長席に御着席を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔臨時議長 議長席に着席〕

臨時議長（高田文一君）

ただいま御紹介されました高田文一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

#### 開会の宣告

臨時議長（高田文一君）

ただいまの出席議員数は18名であり、定足数に達しております。

これより、平成21年第5回本巣市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（高田文一君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### 日程第2 議長の選挙について

臨時議長（高田文一君）

日程第2、議長の選挙を行います。

議長選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本議員。

2番（鏑本規之君）

今、議長選を行うというふうに一たん聞いたんですが、選挙によって行うということなんですけ

れども、議長を選ぶ際に、立候補制ということはないんですか。そのことをひとつ伺います。

臨時議長（高田文一君）

申しあげましたとおり、本日の議長選挙は投票により行います。

ただいまの出席議員数は18人です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に仮議席番号1番 江崎達己君と2番 鏑本規之君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本議員。

2番（鏑本規之君）

立候補制がいいのか、指名制がいいのか、それを私は伺ったんですね。それで、投票はいつでもいいんですよ。どういうやり方であろうと。そのことを伺ったんですから、そのことに対しての御回答が少しいただきたいと思っております。

臨時議長（高田文一君）

それじゃあ、御回答申し上げます。

立候補制についての取り決めは従来も行っておりませんので、今回も踏襲しておりませんので御了解ください。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

2番（鏑本規之君）

では事務局長にお伺いします。この本巢市議会において、立候補制が今までになされていたか、なされていなかったか。また、他町村のことは別としても他町村でもそういうことが今行われて、本巢市議会において、立候補制というものが過去にあったかなかったか、ちょっと調べていただきたいと思えます。

臨時議長（高田文一君）

暫時休憩。

〔「休憩するまでもないでしょう」と呼ぶ者あり〕

はい。

18番（鵜飼静雄君）

仮議長が投票用紙を配るところまで宣告して、なぜ戻るんですか。粛々と進めてください。現に、立候補制でやるということはどこでも話し合われていないわけですから、従来どおりやっていたら結構ですし、宣告されたとおり進めてください。

臨時議長（高田文一君）

再度申し上げます。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

〔「抑えてください。切りがない」と呼ぶ者あり〕

発言については議長は許可いたしませんので。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、仮議席番号1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いします。2番 鏑本議員、立会をお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票17票、無効投票1票です。

有効投票のうち、遠山利美君13票、大西徳三郎君4票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、最多得票の遠山利美君が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された遠山利美君が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

遠山利美君は登壇し、ごあいさつをお願いします。

新議長（遠山利美君）

ただいま皆さん方の御支持を得まして議長に就任することになりました。もとより未熟な私でございますけれども、責任の重大さをひしひし感じ、その責任を全うしていきたいと思っておりますので、議員の皆さん方にもぜひともこれからも協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

先ほど市長の話にもございましたように、9月20日の選挙におきまして市民の負託を得、やっぱり議員として市民の負託にこたえていくというのが我々議員の使命だと思っております。特に国の方も政権交代という大きな変化がございます。特にその中で「生活第一」というモットーに我々もしっかりと執行部と議論しながら議会運営をしていきたいと思っておりますので、ぜひとも皆さん方の協力をよろしくお願ひ申し上げまして、一言ごあいさつにかえます。どうもありがとうございました。

臨時議長（高田文一君）

これで私の職務はすべて終了いたしました。どうも御協力、ありがとうございました。

遠山議長、議長席に御着席願ひます。

〔新議長 議長席に着席〕

議長（遠山利美君）

議事の都合により暫時休憩します。

15分休憩しまして9時35分に開会しますので、よろしくお願ひします。

午前9時20分 休憩

午前9時35分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 追加日程第1 議席の指定

議長（遠山利美君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、ただいま御着席のとおり指定します。

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により、1番 江崎達己君及び2番 鏑本

規之君を指名します。

### 追加日程第3 会期の決定

議長（遠山利美君）

日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

### 追加日程第4 副議長の選挙について

議長（遠山利美君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18人です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 黒田芳弘君と議席番号4番 船渡洋子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議席番号1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票16票、無効投票2票です。

有効投票のうち、道下和茂君14票、中村重光君2票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、最多得票の道下和茂君が副議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された道下和茂君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

道下和茂君は登壇し、ごあいさつをお願いします。

新副議長（道下和茂君）

少しお時間をちょうだいいたしまして、ごあいさつをさせていただきます。

この度、議員各位の皆様方に大変温かい御推挙を賜りまして、副議長の席に着くことになりました。大変その責任の重さを痛感いたしておるところでございます。議員経験豊かな遠山議長のもとで、公正な議会、また円満な議会運営に努力をしてみたいと考えております。また、皆様方の温かい御支援を賜りながら、副議長の席を汚すことなく、一生懸命頑張る所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

また、理事者の各位におかれましては、前中村副議長同様、温かい御協力のほどをよろしくお願いをいたしまして、お願いと御礼を申し上げまして、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

議事の都合により暫時休憩します。

引き続き全員協議会を行いますので、全員協議会室をお願いします。

午前9時49分 休憩

午前11時08分 再開

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

議長（遠山利美君）

日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。総務企画委員会に、私、遠山と、若原敏郎君、安藤重夫君、高田文一君、江崎達己君、上谷政明君。文教福祉委員会に、大西徳三郎君、瀬川治男君、道下和茂君、臼井悦子君、舩渡洋子君、黒田芳弘君。産業建設委員会に、鶴飼静雄君、後藤壽太郎君、村瀬明義君、中村重光君、高橋勝美君、鏑本規之君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時26分 再開

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

総務企画委員会委員長 高田文一君、副委員長 若原敏郎君、文教福祉委員会委員長 臼井悦子君、副委員長 舩渡洋子君、産業建設委員会委員長 村瀬明義君、副委員長 高橋勝美君、以上のとおりです。

#### 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

議長（遠山利美君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。鶴飼静雄君、道下和茂君、高田文一君、臼井悦子君、村瀬明義君、以上5人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員会委員は、第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、

委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会運営委員会委員長 鵜飼静雄君、副委員長 道下和茂君、以上のとおりでございます。

追加日程第7 発議第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第7、発議第14号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題とします。

発議第14号については、提出者の説明を求めます。

提出者 高田文一君。

6番（高田文一君）

それでは発議第14号について提案と説明をさせていただきます。

議会だより編集特別委員会の設置について。

議会だより編集特別委員会の設置についてを次のとおり発案する。平成21年10月6日提出。提出者 本巣議会議員 高田文一、賛成者 鵜飼静雄議員、同じく高橋勝美議員、道下和茂議員、大西徳三郎議員。

本巣議会議長 遠山利美様。

議会だより編集特別委員会の設置について。一つ、本議会に議会だより編集特別委員会を設置し、委員5人をもって構成する。2．議会は、議会だより編集特別委員会に対し、地方自治法第110条第4項の規定により、次の事項を付託する。議会だよりの発行についての調査・研究に関すること。3．議会だより編集特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査・研究を行うものとする。

以上でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（遠山利美君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成でございますので、よろしく願います。したがって、発議第14号 議会だより編集特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定しました。

議事の都合により暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

追加日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任について

議長（遠山利美君）

日程第8、議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。鵜飼静雄君、安藤重夫君、道下和茂君、高田文一君、臼井悦子君、以上5人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これにより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会だより編集特別委員会委員は、第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願います。

それでは暫時休憩します。ほかの方は、ちょっと議場でお待ちを願います。

午前11時37分 休憩

午前11時40分 再開

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君、副委員長 臼井悦子君、以上のとおりです。

追加日程第9 議案第53号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第9、議案第53号 本巣市監査委員の選任についてを議題とします。

議案第53号の提案説明に入る前に、地方自治法第117条の規定により、高橋勝美君の退席を求めます。

〔7番 高橋勝美君 退場〕

市長の提案説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第53号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

監査委員につきましては、識見を有する方から1名、市議会議員の中から1名の計2名でございます。識見者といましては三田村晃司氏が選任されておりますが、市議会議員としては欠員となっており、前任者の大熊和久子氏が引き続き職務執行者として勤め、今回、市議会議員選挙により市議会議員からの選任として高橋勝美氏の選任をお願いするため、地方自治法第196条の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

提案者に一つお伺いをいたします。

監査役という職務は非常に重い職務であり、私の薄い知識の中から言いますと、監査役の権限によって市長職の職務を停止させることができるという重い責務を負う役職だと伺っております。ですので、できますれば、議員の中において議長経験者、もしくは議席数の非常に多い人を選出してもらえると非常にありがたかったと思っておりますけれども、今、高橋勝美議員を選出されましたけれども、その選出された理由、どうして高橋勝美議員がいいのかの説明を求めます。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

お答えを申し上げます。

慣例によりまして議会議員の中から1名選任ということで、その選任につきましては議会の方から推薦のあった方を提案するという慣例になっておりますので、今回もそのとおりにさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

新人議員ですので、あまり流れがよくわかりませんのでお伺いをいたしますが、議員の中で選出ということになれば、だれが監査役としてふさわしいのか。どこで、私、今のところだれがいいというふうに伺っておりませんので、どういう経緯においてそのことが決定されたのか、御説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

今、申し上げましたように、議会の皆さん方の中から御推薦をいただいたということでございますので、その経緯につきましては議員もその場で議論されておると思いますので、そのとおりで答えを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

では、いま一度、議長にお尋ねをいたします。

選出は議員の中から投票なり推選なりでなされたというふうには、私自身が参加しておりませんのでよくわかりません。選出したということは、議長の権限によって選出されたのかお伺いしたい。

議長（遠山利美君）

先ほど、選考委員の中で選んでいただいたので、私の権限ではございません。

2番（鏑本規之君）

はい、了解しました。

さっきの選考委員というのは、委員のメンバー、その他もろもろのメンバーを決めるときのメンバーで決められたというふうに解釈してよろしいですね。

議長（遠山利美君）

はい。

2番（鏑本規之君）

了解しました。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第53号 本巣市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

高橋勝美君の入場を許可します。

〔7番 高橋勝美君 入場〕

高橋勝美君に申し上げます。高橋勝美君が本巣市監査委員に選任されたことを告知します。

追加日程第10 もとす広域連合議会議員の選挙について

議長（遠山利美君）

日程第10、もとす広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、議長が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に、鵜飼静雄君、大西徳三郎君、後藤壽太郎君、舩渡洋子君、黒田芳弘君、以上5人を指名したいと思えます。

ただいま私が指名した方を、もとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方が、もとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選人の告知をします。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議会運営委員会委員長から提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 閉会中の継続審査の申出書について

議長（遠山利美君）

追加日程第1、閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、本議会の会期日程と議会の運営に関する事項について閉会中に審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（遠山利美君）

以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件はすべて終了しました。

これをもちまして平成21年第5回本巣市議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員